

消費税法

(解答)

第71回

問1 次の1～3の間に答えなさい。 30

- (1) 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整について述べなさい。なお、解答に当たって、適宜算式等を用いることとして差し支えない。 12
- (2) 消費税法第45条の2第1項に規定する法人の確定申告書の提出期限の特例について簡潔に述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。 8
- (3) 消費税法第46条の2に規定する電子情報処理組織による申告の特例について、この特例の対象となる事業者にも触れながら簡潔に述べなさい。なお、解答に当たって、消費税法施行令及び消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。 10

問2 消費税に関する次の(1)～(4)の内容の正誤を答え、その正誤についての理由を消費税法令に沿って説明しなさい。 5×4

- (注) 1. 特に指示のない限り、いうレモ課税事業者である内国法人が、国内において行った取引である。
2. 法令の適用に関して満たすべき要件がある場合には、その要件を全て満たしているものとする。
- (1) プロスポーツチームを運営する法人Aは、非居住者である個人事業者Xを当該チームの監督として招き、当該チームの競技指導を受けてその対価を支払った。Aは、同監督から受ける競技指導に係る役務の提供を消費税法上の特定役務の提供として処理している。
 - (2) 社会福祉法に規定する社会福祉事業を営む社会福祉法人Bは、同法に規定されている授産施設を経営する事業において生産活動としての作業に基づいて作製された物品を販売した。Bはこの収受した対価を、課税資産の譲渡等の対価として課税で処理している。
 - (3) 不動産業を営む法人Cは、国外に所有している土地の売却のために、国内の弁護士Yに対し、国内において行ったコンサルティングに係る手数料を支払った。Cは仕入控除税額の計算に当たって、課税売上割合が95%に満たないことから、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法）を適用しており、当該コンサルティングに係る手数料を課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等のみ要するものに区分している。
 - (4) デパートにテナントを出店している法人D（消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出し、簡易課税制度を選択している者）は、支払手数料としてデパートに対してその売上高の一定割合を支払っている。デパートとDの間では、商品売買契約（テナントの売上げをデパートの売上げと認識し、テナントで売り上げたものについてデパートはテナントからの仕入れを計上する、いわゆる消化仕入れの方式）を締結しており、Dは、テナントの売上高から支払手数料として支払った金額を控除した金額をデパートに対する売上げとして計上している。Dは、当該テナントにおける売上げを簡易課税の事業区分の判定において第二種事業と判定している。
なお、Dは、他の者から仕入れた商品をそのまま販売している。

〔第一問〕 － 50点 －

問 1 30(1) 課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整 121. 内容 4

事業者（免税事業者を除く。）が国内において調整対象固定資産の課税仕入れ等を行い、かつ、その課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（全額控除を含む。）において、その事業者（相続・合併・分割により事業を承継した課税事業者を含む。）が第3年度の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有しており、かつ、第3年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間における課税売上割合に対して著しく増加又は減少したときは、一定の方法により計算した調整税額を第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算又は控除する。

この場合において、その加算をした後の金額又はその控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

2. 著しく変動した場合の判定 4

次のいずれの要件も満たす場合に、この規定が適用される。

- (1) 通算課税売上割合と仕入れ等の課税期間における課税売上割合の差（変動差）が5%以上であること
- (2) 変動差が仕入れ等の課税期間における課税売上割合の50%以上であること

3. 計算と処理 4

- (1) 著しく増加した場合は、次の金額を第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。

調整対象基準税額 × 通算課税売上割合

－ 調整対象基準税額 × 仕入れ等の課税期間における課税売上割合

- (2) 著しく減少した場合は、次の金額を第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。

調整対象基準税額 × 仕入れ等の課税期間における課税売上割合

－ 調整対象基準税額 × 通算課税売上割合

(1)、(2)において、仕入れ等の課税期間に課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、仕入れ等の課税期間の計算は、調整対象基準税額とする。

(2)において、その計算した金額を第3年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除して、**控除しきれない金額があるときは**、その控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして、第3年度の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

(2) 法人の確定申告書の提出期限の特例 ⑧

1. 概要 ③

消費税申告書を提出すべき法人（法人税法による確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人に限る。）が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書（申告期限延長届出書）をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、その課税期間の末日の翌日から3月以内とする。

2. 不適用 ③

- ① 延長届出書を提出した法人は、その適用をやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、申告期限延長不適用届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- ② ①の届出書の提出があったときは、その提出があった日の属する事業年度終了の日の属する課税期間以後の事業年度終了の日の属する課税期間については、延長の届出は、その効力を失う。

3. 利子税 ②

1. の適用を受ける法人は、これらの規定の適用を受ける消費税申告書に係る課税期間の消費税の額に、その課税期間終了の日の翌日以後2月を経過した日から延長された提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3%を乗じて計算した金額に相当する利子税を消費税額に併せて納付しなければならない。

(3) 電子申告の特例 ⑩

1. 概要 ⑤

- (1) 特定法人である事業者（免税事業者を除く。）は、納税申告書等により行うこととされている課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税の申告については、申告書記載事項を、財務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより、行わなければならない（添付書類記載事項についても同様）。
- (2) (1)の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この消費税法及び国税通則法等の規定を適用する。
- (3) (1)の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

2. 特定法人 ⑤

特定法人とは、次に掲げる事業者をいう。

- (1) 当該事業年度開始の時点における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人（外国法人を除く。）
- (2) 保険業法に規定する相互会社
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人
- (4) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
- (5) 国又は地方公共団体

問2 20

(1) 特定役務の提供 5

※ 次の選択肢から正誤を選んで丸で囲み、その理由を記載しなさい。

(選択肢) 正 ・ 誤

(理由) 特定役務の提供とは、国外事業者が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除く。）をいう。

非居住者である個人事業者Xは、国外事業者に該当するが、競技指導に係る役務の提供は、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のいずれにも該当しないため、法人Aが消費税法上の特定役務の提供とした処理は、誤りである。

(2) 社会福祉法人による生産活動 5

※ 次の選択肢から正誤を選んで丸で囲み、その理由を記載しなさい。

(選択肢) 正 ・ 誤

(理由) 国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税を課すものとされている。

一方で、国内において行われる資産の譲渡等のうち、社会福祉法などの規定に基づく社会福祉事業などとして行われる資産の譲渡等には、消費税を課さないものとされている。

ここで、授産施設を経営する社会福祉法人Bが行った、生産活動としての作業に基づいて作製した物品の販売は、社会福祉法などの規定に基づく社会福祉事業などとして行われる資産の譲渡等に該当しないため、課税の対象となる。

従って、Bが収受した対価を、課税資産の譲渡等の対価として課税とした処理は、正しい。

※ 障害者施設等での生産物を非課税とすると、買い手が仕入税額控除の適用を受けることが出来ないため、課税取引とされます。

(3) 国外において行う資産の譲渡等のための課税仕入れ等 ⑤

※ 次の選択肢から正誤を選んで丸で囲み、その理由を記載しなさい。

(選択肢) 正 ・ 誤

(理由) 国外において行う資産の譲渡等のための課税仕入れ等がある場合は、当該課税仕入れ等について仕入れに係る消費税額の控除の規定が適用される。この場合において、事業者が個別対応方式を適用するときは、当該課税仕入れ等は課税資産の譲渡等にも要するものに該当するものとされる。

本問において、法人Cが国外において行う土地の売却のために、国内の弁護士Yに支払ったコンサルティング手数料は、「国外において行う資産の譲渡等のための課税仕入れ等」に係る支払対価に該当するため、仕入税額控除の規定が適用される。そして、法人Cは、個別対応方式を適用しているため、当該コンサルティング手数料は、課税資産の譲渡等にも要するものに該当する。

従って、当該コンサルティングに係る手数料を課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等にも要するものに区分した法人Cの処理は、誤りである。

(4) 簡易課税の事業区分 ⑤

※ 次の選択肢から正誤を選んで丸で囲み、その理由を記載しなさい。

(選択肢) 正 ・ 誤

(理由) 第二種事業とは、小売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいう。これに対し、第一種事業とは、卸売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいう。

本問において、法人Dは、他の者から仕入れた商品をそのまま販売しており、その売上高は、他の事業者であるデパートに対する売上げとして計上していることから、第1種事業に該当する。

従って、Dは、当該テナントにおける売上げを簡易課税の事業区分の判定において第二種事業と判定したのは、誤りである。

〔第二問〕 - 50点 -

問1 ㉔

1. 売上区分と仕入区分

課 税 売 上				免 税 売 上	非 課 税 売 上	不 課 税 売 上	
店舗 酒類売上	22,523,739	(料理用)清酒	67,598		ビール券売上高		
みりん	118,206	10%ギフト	177,320		689,676		
包装材料	28,620	たばこ	8,263,590		郵便切手類等売上高		176,662
レジ袋	38,295				居住部分賃貸料収入		16,715,690
料理(酒)	137,436	他調味料	1,396,312		礼金・権利金		462,000
他飲食料品	2,629,122	8%ギフト	83,229				
配達 酒類売上	36,657,899	(料理用)清酒	230,002				
みりん	112,199						
他調味料	808,804	他飲食料品	886,237				
ネット 酒類売上	16,929,238	贈答用化粧箱	216,700				
家事消費商品	198,322	配送料収入	609,400				
自販機手数料	77,155	販売手数料	33,622				
不動産 店舗家賃	4,158,000	月極駐車場	452,100				
店舗返品	△ 836,524	配達返品	△ 1,486,445				
ネット返品	△ 118,405						
店舗返品	△ 72,887	配達返品	△ 30,503				
酒類売掛貸倒	△ 197,619						
小売業	86,281,905	小売業	△ 2,441,374	小売業	866,338		
不動産業	4,610,100	不動産業	-	⊖			
① 10%計	90,892,005	10%計	△ 2,441,374	不動産業			
8%計	5,941,140	8%計	△ 103,390	⊖	17,177,690		

課税仕入 (67,340,283 + 1,970,180 + 4,954,115) × 7.8/110 + (3,550,142 + 58,751) × 6.24/108 = D 5,474,546	課税仕入以外
---	---------------

課 税 売 上 に 対 応				非 課 税 売 上 に 対 応	
酒類仕入	54,835,374	(料理)清酒仕入	222,128	みりん仕入	179,803
ギフトセット仕入	126,536	包装材料仕入	20,909	たばこ仕入	7,407,232
レジ袋等仕入	234,945	荷造り運賃	1,189,662	自販機電気料	100,901
商品倉庫電気料	418,556	仕入先開拓旅費	425,618	HPメンテ (屋内)	228,459
装花購入費	22,000	配達員通勤手当	119,980	通販員通勤手当	184,580
商品倉庫家賃	1,280,400	不動産雑費	343,200		
料理(酒)仕入	105,077	調味料仕入	1,224,092	飲食料品	2,166,886
ギフトセット仕入	54,087				
67,340,283	× 7.8/110 =	4,775,038	△ 487,862	× 7.8/110 =	△ 34,593
軽減 3,550,142	× 6.24/108 =	205,119	△ 34,782	× 6.24/108 =	△ 2,009
		A 4,980,157			B 139,703

共 通 対 応					
店舗電気料金	481,218	旅費交通費	144,871	通信費	270,001
店舗広告掲載費	58,640	接待交際費	229,213	消耗品費	332,952
店舗販売通勤手当	221,250	店舗地代家賃	2,006,400	雑費	56,956
不動産 (その他の経費) 管理費	986,040			接待交際費	58,751
酒類小売 (10%)	3,968,075	× 7.8/110 =	281,372	軽減	58,751
不動産賃貸業	986,040	× 7.8/110 =	C (不動産) 69,919	× 6.24/108 =	3,394
	4,954,115			∴ 酒類小売 (10%)	281,372 + 酒類小売 (軽減)
					3,394 = C (小売) 284,766

本問の共通対応は、業種ごとに異なる課税売上割合を乗じるので、仕入税額を小売業分と不動産賃貸業分に分けておきます。

2. 課税売上割合の計算

(1) 酒類等小売業に係る課税売上割合

$$\frac{\ominus(\text{酒})}{\ominus(\text{酒}) + \text{非課税売上}(\text{酒}) 866,338} = \frac{81,623,989}{82,490,327} = 0.9894 \dots$$

課税売上割合 (小売業) の分子

課税売上高の返還等(税抜)	課税売上高 (税抜)
2,441,374 × 100/110 = 2,219,430	86,281,905 × 100/110 = 78,438,095
103,390 × 100/108 = 95,731	5,941,140 × 100/108 = 5,501,055
免税売上高の返還等 0	<u>83,939,150</u>
分子 $\ominus(\text{酒})$ 81,623,989	免税売上高 0

(2) 不動産賃貸業に係る課税売上割合

$$\frac{\ominus(\text{不})}{\ominus(\text{不}) + \text{非課税売上}(\text{不}) 17,177,690} = \frac{4,191,000}{21,368,690} = 0.1961 \dots$$

課税売上割合 (不動産賃貸業) の分子

課税売上高の返還等(税抜)	課税売上高 (税抜)
0	4,610,100 × 100/110 = 4,191,000
免税売上高の返還等 0	
分子 $\ominus(\text{不})$ 4,191,000	免税売上高 0

(3) (1) + (2)

$$\frac{81,623,989 + 4,191,000}{82,490,327 + 21,368,690} = \frac{85,814,989}{103,859,017} = 0.8262 \dots$$

3. 仕入税額の計算 (有利選択)

(1) 個別対応方式

$$A 4,980,157 - 36,602 + C(\text{小売}) 284,766 \times \frac{81,623,989}{82,490,327} + C(\text{不動産}) 69,919 \times \frac{4,191,000}{21,368,690} = 5,239,043$$

(2) 一括比例配分方式

$$D 5,474,546 \times \frac{85,814,989}{103,859,017} - 36,602 \times \frac{85,814,989}{103,859,017} = 4,493,179$$

4. 納付税額の計算

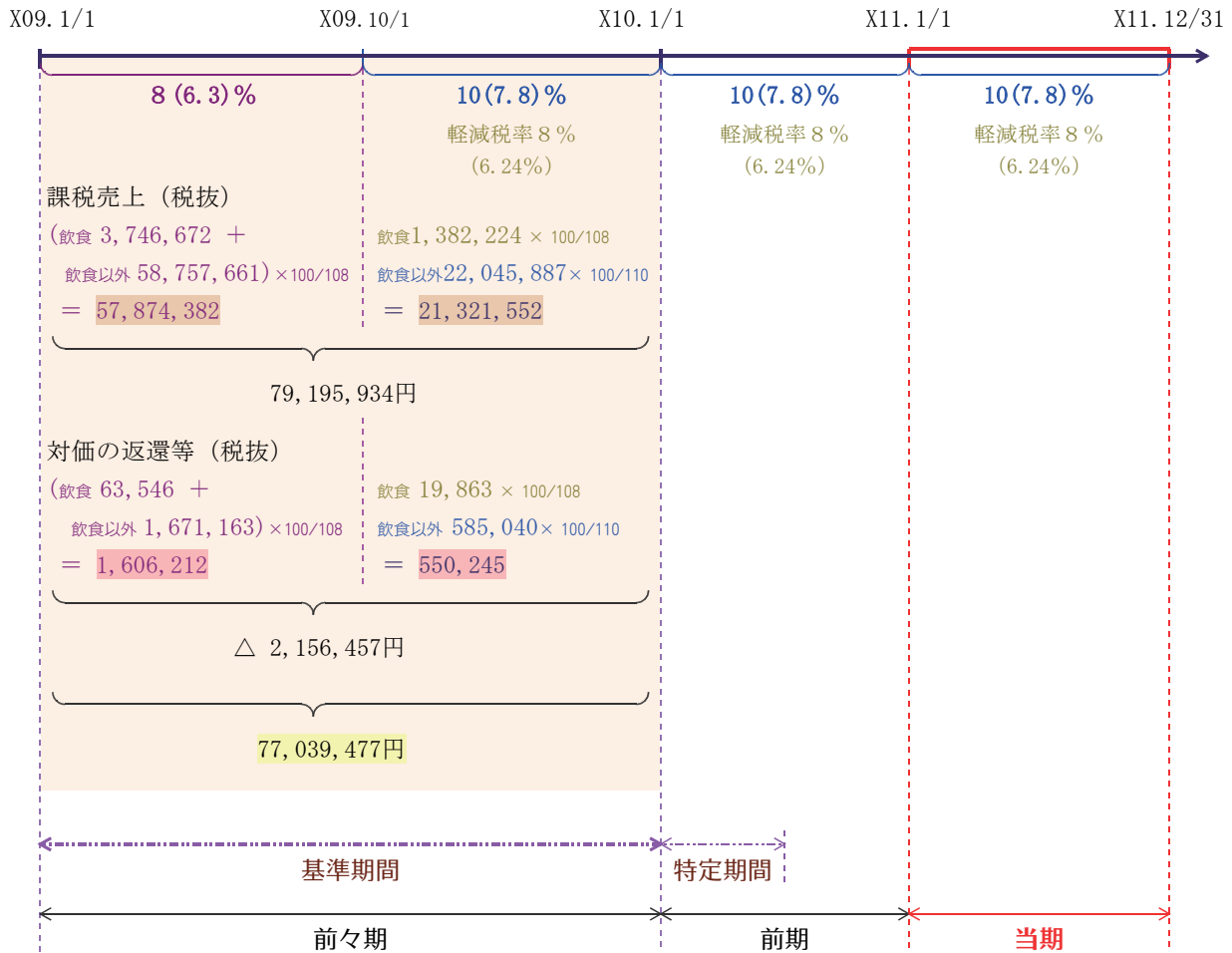
有利選択

納付税額 (消費税部分)

控除対象仕入税額	5,239,043	課税標準額に対する消費税額	(86,281,905 + 4,610,100) × 100/110 = 82,629,095
			5,941,140 × 100/108 = 5,501,055
売上返還等に係る消費税額	2,441,374 × 7.8/110 = 173,115	10% $\frac{82,629,000}{100} \times 7.8\% = 6,445,062$	
	103,390 × 6.24/108 = 5,973	軽減 $\frac{5,501,000}{100} \times 6.24\% = 343,262$	
貸倒れに係る消費税額	197,619 × 7.8/110 = 14,012	課税標準 <u>88,130,000</u>	<u>6,788,324</u>
差引税額 (百円未満切捨)	1,356,181	控除過大消費税額 (貸倒回収)	
→ 1,356,100	中間納付税額 614,700		0
	納付税額 741,400		

I 納税義務の有無の判定 ③

計 算 過 程	
(単位：円)	
1. 小規模事業者に係る納税義務の免除による判定	
(1) 平成31年1月1日～令和元年9月30日の課税売上高 (適用税率8%) ①	$(\text{飲食料品 } 3,746,672 + \text{飲食料品以外 } 58,757,661) \times 100/108 = 57,874,382$
(2) 令和元年10月1日～令和元年12月31日の課税売上高 (適用税率10%、軽減税率8%) ①	$\text{飲食料品 } 1,382,224 \times 100/108 + \text{飲食料品以外 } 22,045,887 \times 100/110 = 21,321,552$
(3) 平成31年1月1日～令和元年9月30日の対価の返還等 (適用税率8%)	$(\text{飲食料品 } 63,546 + \text{飲食料品以外 } 1,671,163) \times 100/108 = 1,606,212$
(4) 令和元年10月1日～令和元年12月31日の対価の返還等 (適用税率10%、軽減税率8%)	$\text{飲食料品 } 19,863 \times 100/108 + \text{飲食料品以外 } 585,040 \times 100/110 = 550,245$
(5) (1) + (2) - (3) - (4) =	77,039,477円
判定式	$77,039,477 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり } ①$



II 課税標準額に対する消費税額の計算

課 税 売 上				免 税 売 上	非 課 税 売 上	不 課 税 売 上
店舗	酒類売上	22,523,739	(料理用)清酒 67,598		ビール券売上高	
	みりん	118,206	10%ギフト 177,320		689,676	
	包装材料	28,620	たばこ 8,263,590		郵便切手類等売上高	
	レジ袋	38,295			176,662	
	料理(酒)	137,436	他調味料 1,396,312		居住部分賃貸料収入	
	他飲食料品	2,629,122	8%ギフト 83,229		16,715,690	
配達	酒類売上	36,657,899	(料理用)清酒 230,002		礼金・権利金	
	みりん	112,199			462,000	
	他調味料	808,804	他飲食料品 886,237			
ネット	酒類売上	16,929,238	贈答用化粧箱 216,700			
	家事消費商品	198,322	配送料収入 609,400			
	自販機手数料	77,155	販売手数料 33,622			
不動産	店舗家賃	4,158,000	月極駐車場 452,100			

【課税標準額】 ⑤

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%課税売上（返還等控除前）		
① 酒類等小売業		
酒類売上（店舗 22,523,739 + 配達 36,657,899 + ネット 16,929,238） + （料理用）清酒（店舗 67,598 ① + 配達 230,002） + みりん（店舗 118,206 + 配達 112,199） + 10%ギフト 177,320 + 包装材料 28,620 + たばこ 8,263,590 + レジ袋 38,295 + 贈答用化粧箱 216,700 + 家事消費商品 198,322 ① + 配送料収入 609,400 + 自販機手数料 77,155 + 販売手数料 33,622 = ①酒類等小売業の7.8%課税売上高 86,281,905		
② 不動産賃貸業		
店舗家賃 4,158,000 + 月極駐車場 452,100 = ②不動産賃貸業の課税売上高 4,610,100		
③ 7.8%課税売上合計		
①酒類等小売業の7.8%課税売上高 86,281,905 + ②不動産賃貸業の課税売上高 4,610,100 = 7.8%課税売上合計 90,892,005		
(2) 軽減税率（6.24%）課税売上（返還等控除前）		
料理(酒) 137,436 ① + 他調味料 1,396,312 + 他飲食料品 2,629,122 + 8%ギフト 83,229 + 他調味料 808,804 + 他飲食料品 886,237 = 6.24%課税売上 5,941,140		
(3) 課税標準額		
① 7.8%課税売上に係る課税標準額		
(1)③7.8%課税売上合計 90,892,005 × 100/110 = 82,629,095 → 82,629,000（千円未満切捨）①		
② 軽減税率（6.24%）課税売上に係る課税標準額		
6.24%軽減税率課税売上 5,941,140 × 100/108 = 5,501,055 → 5,501,000（千円未満切捨）②		
③ 合計		金額
① 82,629,000 + ② 5,501,000 = 課税標準額 88,130,000		88,130,000 円

【課税標準額に対する消費税額】 ①

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%課税売上に係る課税標準額に対する消費税額		
7.8%課税売上に係る課税標準額 82,629,000 × 7.8% = 6,445,062		
(2) 軽減税率（6.24%）課税売上に係る課税標準額に対する消費税額		
6.24%課税売上に係る課税標準額 5,501,000 × 6.24% = 343,262		
③ 合計		金額
(1) 6,445,062 + (2) 343,262 = 6,788,324		① 6,788,324 円

Ⅲ 仕入に係る消費税額の計算等

(1) 酒類等小売業に係る課税売上割合

$$\frac{\ominus(\text{酒})}{\ominus(\text{酒}) + \text{非課税売上}(\text{酒}) 866,338} = \frac{81,623,989}{82,490,327} = 0.9894 \dots$$

課税売上割合 (小売業) の分子

課税売上高の返還等(税抜)	課税売上高 (税抜)
2,441,374 × 100/110 = 2,219,430	86,281,905 × 100/110 = 78,438,095
103,390 × 100/108 = 95,731	5,941,140 × 100/108 = 5,501,055
免税売上高の返還等 0	<u>83,939,150</u>
分子 $\ominus(\text{酒})$ 81,623,989	免税売上高 0

(2) 不動産賃貸業に係る課税売上割合

$$\frac{\ominus(\text{不})}{\ominus(\text{不}) + \text{非課税売上}(\text{不}) 17,177,690} = \frac{4,191,000}{21,368,690} = 0.1961 \dots$$

課税売上割合 (不動産賃貸業) の分子

課税売上高の返還等(税抜)	課税売上高 (税抜)
0	4,610,100 × 100/110 = 4,191,000
免税売上高の返還等 0	
分子 $\ominus(\text{不})$ 4,191,000	免税売上高 0

【課税売上割合、課税売上割合準ずる割合】 ⑤

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 酒類等小売業に係る課税売上割合		
① 課税売上 (7.8%) :	$86,281,905 \times 100/110 = 78,438,095$	
② 課税売上 (6.24%) :	$5,941,140 \times 100/108 = 5,501,055$	
③ 課税売上返還等 (7.8%)	$(\text{店舗返品 } 836,524 + \text{配達返品 } 1,486,445 + \text{ネット返品 } 118,405) \times 100/110 = 2,219,430$	
④ 課税売上返還等 (6.24%) :	$(\text{店舗返品 } 72,887 + \text{配達返品 } 30,503) \times 100/108 = 95,731$	
⑤ ① + ② - ③ - ④ =	<u>81,623,989</u>	
⑥ 非課税売上 :	ビール券売上高 689,676 + 郵便切手類等売上高 176,662 = <u>866,338</u> ①	
⑦ 課税売上割合	$\frac{\text{⑤}}{\text{⑤} + \text{⑥}} = \frac{81,623,989}{81,623,989 + 866,338} = \frac{81,623,989}{82,490,327}$ ①	
(2) 不動産賃貸業に係る課税売上割合		
① 課税売上 (7.8%) :	$4,610,100 \times 100/110 = 4,191,000$	
② 非課税売上 :	居住部分賃貸料収入 16,715,690 + 礼金・権利金 462,000 = <u>17,177,690</u>	
③ 課税売上割合	$\frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} = \frac{4,191,000}{4,191,000 + 17,177,690} = \frac{4,191,000}{21,368,690}$ ①	
(3) (1) + (2)		
$\frac{(1)\text{⑤} + (2)\text{①}}{(1)\text{⑤} + (1)\text{⑥} + (2)\text{①} + (2)\text{②}}$		
=	$\frac{81,623,989 + 4,191,000}{82,490,327 + 21,368,690}$	
=	$\frac{85,814,989}{103,859,017}$ ①	
		課税売上割合 $\frac{85,814,989}{103,859,017}$ 円
		課税売上割合に準ずる割合 (酒類等小売業分) $\frac{81,623,989}{82,490,327}$ 円
		課税売上割合に準ずる割合 (不動産賃貸業分) $\frac{4,191,000}{21,368,690}$ 円

課税仕入 (67,340,283+1,970,180+4,954,115) × 7.8/110 + (3,550,142+58,751) × 6.24/108 = D 5,474,546		課税仕入以外
課税売上に対応		非課税売上に対応
67,340,283 × 7.8/110 = 4,775,038	△ 487,862 × 7.8/110 = △ 34,593	1,970,180
軽減 3,550,142 × 6.24/108 = 205,119	△ 34,782 × 6.24/108 = △ 2,009	× 7.8/110 =
A 4,980,157	△ 36,602	B 139,703
共通対応		
店舗電気料金 481,218	旅費交通費 144,871	通信費 270,001
店舗広告掲載費 58,640	接待交際費 229,213	消耗品費 332,952
店舗販売通勤手当 221,250	店舗地代家賃 2,006,400	雑費 56,956
不動産 (その他の経費) 管理費 986,040		接待交際費 58,751
酒類小売 (10%) 3,968,075	× 7.8/110 = 281,372	軽減 58,751 × 6.24/108 = 3,394
不動産賃貸業 986,040	× 7.8/110 = C (不動産) 69,919	
4,954,115	∴ 酒類小売 (10%) 281,372 + 酒類小売 (軽減) 3,394 = C (小売) 284,766	

【控除対象仕入税額】 12

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 区分経理及び税額	
① 課税資産の譲渡等にも要するもの	
イ) 7.8%課税仕入	
酒類仕入 54,835,374 + (料用)清酒仕入 222,128 + みりん仕入 179,803 + ギフト仕入 126,536	
+ 包装材料 20,909 + たばこ仕入 7,407,232 1 + レジ袋仕入 234,945 + 荷造り運賃 1,189,662	
+ 自販機電気料 100,901 1 + 商品倉庫電気料418,556 + 仕入先開拓旅費 425,618	
+ HPメンテ (国内) 228,459 1 + 装花購入費 22,000 + 配達員通勤手当 119,980	
+ 通販員通勤手当 184,580 + 商品倉庫家賃 1,280,400 1 + 不動産雑費 343,200 1	
= 課税売上にもみ対応の7.8%課税仕入 67,340,283	
∴ 7.8%課税仕入 67,340,283 × 7.8/110 = 課税売上にもみ対応の7.8%仕入税額 4,775,038 1	
ロ) 軽減税率 (6.24%) 課税仕入	
料理(酒)仕入 105,077 + 調味料仕入 1,224,092 + 飲食料品仕入 2,166,886 + ギフト仕入 54,087	
= 課税売上にもみ対応の6.24%課税仕入 3,550,142	
∴ 6.24%課税仕入 3,550,142 × 6.24/108 = 課税売上にもみ対応の6.24%仕入税額 205,119 1	
ハ) 1) 7.8%仕入税額 4,775,038 + 2) 6.24%仕入税額 205,119 = 課税売上にもみ対応の仕入税額合計 4,980,157	
ニ) 仕入返還等	
487,862 × 7.8/110 + 34,782 × 6.24/108 = 仕入返還等 (課税売上にもみ対応) に係る税額 36,602 1	
② その他の資産の譲渡等にも要するもの	
消耗品費 (ビール券袋) 7,040 1 + 居住用部分修繕費 (79,420+1,625,000) + 入居者募集広告宣伝費 123,200 1	
+ 居住用住宅仲介手数料 135,520 1 = 非課税売上にもみ対応の7.8%課税仕入 1,970,180	
∴ 1,970,180 × 7.8/110 = 非課税売上にもみ対応の仕入税額合計 139,703 1	

【控除対象仕入税額】 (続き) 7

計 算 過 程

(単位:円)

③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

イ) 酒類等小売業

(i) 7.8%課税仕入

$$\begin{aligned} & \text{店舗電気料金 } 481,218 + \text{旅費交通費 } 144,871 + \text{通信費 } 270,001 + \text{エコバッグ制作費 } 66,917 \\ & + \text{店舗広告掲載費 } 58,640 + \text{接待交際費 } 229,213 \text{ ㊦} + \text{消耗品費 } 332,952 + \text{福利厚生費 } 99,657 \text{ ㊦} \\ & + \text{店舗販売通動手当 } 221,250 + \text{店舗地代家賃 } 2,006,400 \text{ ㊦} + \text{雑費 } 56,956 \\ & = \text{共通対応の7.8\%課税仕入 (酒類等小売業) } 3,968,075 \end{aligned}$$

(ii) 軽減税率 (6.24) 課税仕入

$$\begin{aligned} & \text{接待交際費 } 58,751 \text{ ㊦} \\ & \therefore \text{共通対応の6.24\%課税仕入 (酒類等小売業) } 58,751 \end{aligned}$$

(iii) 共通対応の課税仕入 (酒類等小売業) に係る仕入税額

$$\begin{aligned} & \text{共通対応の7.8\%課税仕入 (酒類等小売業) } 3,968,075 \times 7.8/110 + \text{共通対応の6.24\%課税仕入 (酒類等小売業) } 58,751 \times 6.24/108 \\ & = \text{共通対応の課税仕入 (酒類等小売業) に係る仕入税額 } 284,766 \end{aligned}$$

ロ) 不動産賃貸業 (7.8%課税仕入)

$$\begin{aligned} & \text{不動産 (その他の経費) 管理費 } 986,040 \\ & \therefore \text{共通対応の7.8\%課税仕入 (不動産業) } 986,040 \\ & \therefore 986,040 \times 7.8/110 = \text{共通対応の課税仕入 (不動産業) に係る仕入税額 } 69,919 \end{aligned}$$

④ 合 計

イ. 仕入税額

$$\begin{aligned} & \text{(1)㉑イ} \quad \text{(1)㉒} \\ & \text{(課税売上上のみ対応の7.8\%課税仕入 } 67,340,283 + \text{非課税売上上のみ対応の7.8\%課税仕入 } 1,970,180 \\ & \text{(1)㉓イ (i)} \quad \text{(1)㉓ロ} \\ & + \text{共通対応の7.8\%課税仕入 (酒類等小売業) } 3,968,075 + \text{共通対応の7.8\%課税仕入 (不動産業) } 986,040 \text{)} \times 7.8/110 \\ & \text{(1)㉑ロ} \quad \text{(1)㉓イ (ii)} \\ & + \text{(課税売上上のみ対応の6.24\%課税仕入 } 3,550,142 + \text{共通対応の6.24\%課税仕入 (酒類等小売業) } 58,751 \text{)} \times 6.24/108 \\ & = 5,474,546 \end{aligned}$$

ロ. 仕入返還等 (1)㉑ニ 仕入返還等 (課税売上上のみ対応) に係る税額 36,602

(2) 個別対応方式 ㊦形式

$$\begin{aligned} & \text{(1)㉑ハ} \quad \text{(1)㉑ニ} \\ & \text{課税売上上のみ対応の仕入税額合計 } 4,980,157 - \text{仕入返還等 (課税売上上のみ対応) に係る税額 } 36,602 \\ & \text{(1)㉓イ (iii)} \\ & + \text{共通対応の課税仕入 (酒類等小売業) に係る仕入税額 } 284,766 \times \text{課税売上割合 (酒類等小売業分) } \frac{81,623,989}{82,490,327} \\ & \text{(1)㉓ロ} \\ & + \text{共通対応の課税仕入 (不動産業) に係る仕入税額 } 69,919 \times \text{課税売上割合 (不動産賃貸業分) } \frac{4,191,000}{21,368,690} \\ & = 5,239,043 \end{aligned}$$

(3) 一括比例配分方式 ㊦形式

$$\text{(1)㉑イ} \quad \text{(1)㉑ロ} \\ 5,474,546 \times \frac{85,814,989}{103,859,017} - 36,602 \times \frac{85,814,989}{103,859,017} = 4,493,179$$

(4) 有利判定: (2) > (3) ∴ 5,239,043 ㊦

金 額

5,239,043 円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】 ①

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 7.8%課税売上に係る返還等 (店舗販売商品返品 836,524 + 配達販売商品返品 1,486,445 + ネット販売商品返品 118,405) × 7.8/110 = 173,115		
(2) 6.24%課税売上に係る返還等 (店舗販売商品返品 72,887 + 配達販売商品返品 30,503) × 6.24/108 = 5,973		
(3) (1) + (2) = 179,088		
金額		① 179,088 円

【貸倒れに係る消費税額】 ①

計 算 過 程		(単位：円)
酒類販売売掛金 197,619 × 7.8/110 = 14,012		
金額		① 14,012 円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】 ①

計 算 過 程		(単位：円)
課税標準額に対する消費税額 6,788,324 - (控除対象仕入税額 5,239,043 + 売上返還等に係る消費税額 179,088 + 貸倒れに係る消費税額 14,012) = 1,356,181 → 1,356,100円 (百円未満切捨)		
金額		① 1,356,100 円

Ⅴ 中間納付税額の計算

【中間納付税額】 ②

計 算 過 程		(単位：円)
(1) 一月中間申告 $\frac{1,229,400}{12} = 102,450 \leq 4,000,000 \quad \therefore$ 適用なし		
(2) 三月中間申告 $\frac{1,229,400}{12} \times 3 = 307,350 \leq 1,000,000 \quad \therefore$ 適用なし ①		
(3) 六月中間申告 ① 判定 $\frac{1,229,400}{12} \times 6 = 614,700 > 240,000 \quad \therefore$ 適用あり		
② 中間納付税額 614,700 (百未満切捨)		
金額		① 614,700 円

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】 ①

計 算 過 程		(単位：円)
差引税額 1,356,100 - 中間納付税額 614,700 = 納付税額 741,400		
金額		① 741,400 円

問2 12

I 建物Aについて 4

計 算 過 程			
1. 居住用賃貸建物の判定 1			(単位：円)
取得原価 64,350,000 × 100/110 = 58,500,000 ≥ 10,000,000 ∴ 居住用賃貸建物に該当する			
2. 課税賃貸割合 1			
① 課税分			
WS収入 (第21期) 6,259,000 × 100/110 + WS収入 (第22期) 5,170,000 × 100/110 = 10,390,000			
② 非課税分			
居住用収入 (第20期) 43,000 + 居住用収入 (第21期) 2,600,000 + 居住用収入 (第22期) 1,750,000 = 4,393,000			
③ 課税賃貸割合			
$\frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} = \frac{10,390,000}{14,783,000}$			
3. 調整税額 1			
① $64,350,000 \times \frac{144\text{m}^2 \times 2}{144\text{m}^2 \times 3} = 42,900,000$			
② $42,900,000 \times 7.8/110 = 3,042,000$			
③ $3,042,000 \times \frac{10,390,000}{14,783,000} = 2,138,022$			
仕入に係る消費税額の調整を行うべき課税期間	第 22 期 1	調整税額	2,138,022 円



3. ① $64,350,000 \times \frac{144\text{m}^2 \times 2}{144\text{m}^2 \times 3} = 42,900,000$

取得原価を専有面積で按分し、居住用分 (144m² × 2) の取得原価 42,900,000円を算定する。

3. ②③ 居住用賃貸建物に係る課税仕入等の税額

$$42,900,000 \times 7.8/110 \times \frac{\text{課税賃貸割合}}{14,783,000} = 2,138,022$$

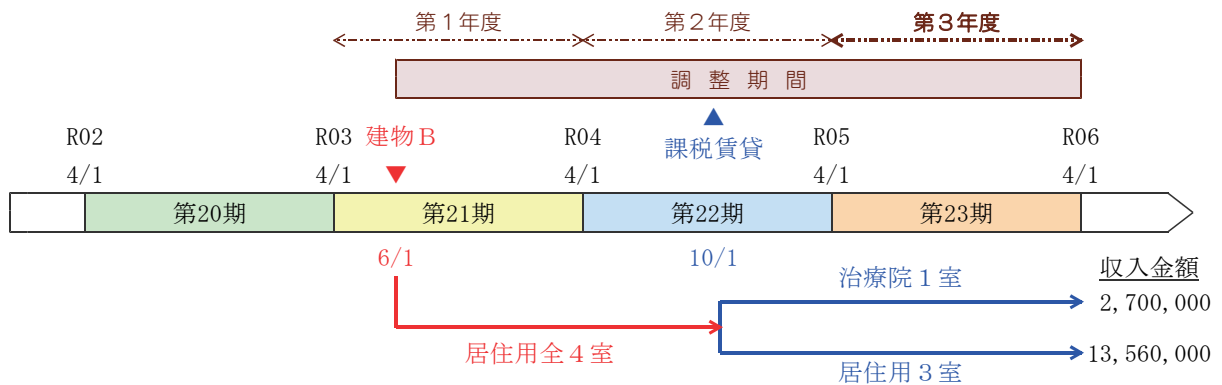
居住用分 (144m² × 2) の取得原価 (① 42,900,000円) に係る仕入税額を収入金額 (税抜) で按分し、WS分の仕入税額 2,138,022円を算定する。

A 建物Aは居住賃貸用であるため、取得原価に係る仕入税額は、第20期の控除仕入税額に含めない。

B 調整期間において、建物Aの一部を課税賃貸用に供用したため、課税賃貸部分に対応する仕入税額を第3年度の仕入税額に加算する。

II 建物Bについて ④

計 算 過 程			
1. 居住用賃貸建物の判定 ①			(単位：円)
$38,500,000 \times 100/110 = 35,000,000 \geq 10,000,000 \quad \therefore$ 居住用賃貸建物に該当する			
2. 課税賃貸割合 ①			
① 課税分			
$\text{治療院収入 (第22期)} 990,000 \times 100/110 + \text{治療院収入 (第23期)} 1,980,000 \times 100/110 = 2,700,000$			
② 非課税分			
$\text{居住用収入 (第21期)} 4,800,000 + \text{居住用収入 (第22期)} 4,800,000 + \text{居住用収入 (第23期)} 3,960,000 = 13,560,000$			
③ 課税賃貸割合			
$\frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} = \frac{2,700,000}{16,260,000}$			
3. 調整税額 ①			
① $38,500,000 \times 7.8/110 = 2,730,000$			
② $2,730,000 \times \frac{2,700,000}{16,260,000} = 453,321$			
仕入に係る消費税額の調整を行うべき課税期間	第 23 期 ①	調整税額	453,321 円



3. ①②

居住用賃貸建物に係る課税仕入等の税額 課税賃貸割合

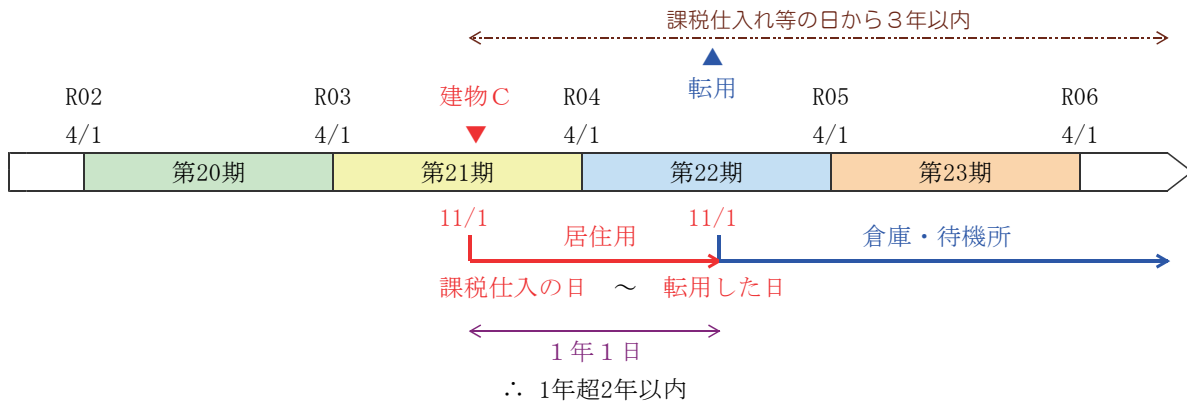
$$38,500,000 \times 7.8/110 \times \frac{2,700,000}{16,260,000} = 453,321$$

建物Bの取得原価に係る仕入税額を収入金額で按分で按分し、治療院分の仕入税額を算定

- A 建物Bは居住賃貸用であるため、取得原価に係る仕入税額は、第21期の控除仕入税額に含めない。
- B 調整期間 において、建物Bの一部を課税賃貸用に供用したため、課税賃貸部分に対応する仕入税額を第3年度の仕入税額に加算する。

Ⅲ 建物Cについて ④

計 算 過 程			
1. 居住用賃貸建物の判定 ①			（単位：円）
$10,780,000 \times 100/110 = 9,800,000 < 10,000,000 \quad \therefore$ 居住用賃貸建物に該当しない			
2. 調整対象固定資産の判定 ①			
$10,780,000 \times 100/110 = 9,800,000 \geq 1,000,000 \quad \therefore$ 調整対象固定資産に該当する			
3. 転用による調整税額 ①			
① 調整対象税額 $10,780,000 \times 7.8/110 = 764,400$			
② 調整税額 令和3年11月1日～令和4年11月1日 \therefore 1年超2年以内 $\therefore 764,400 \times 2/3 = 509,600$			
仕入に係る消費税額の調整を行うべき課税期間	第 22 期 ①	調整税額	509,600 円



3. ①② $10,780,000 \times 7.8/110 \times \frac{2}{3} = 509,600$

建物Cの取得原価に係る仕入税額に 2/3 (1年超2年以内) を乗じて
 倉庫・待機所分の仕入税額を算定

A 建物Cは居住賃貸用であるため、取得原価に係る仕入税額は、第21期の個別対応方式の控除対象仕入税額に含めない。

B 課税仕入れ等の日から3年以内に、建物Cを課税業務の用に供したため、課税業務用の仕入税額相当額（建物Cの取得原価に係る仕入税額の2/3）を課税業務の用に供した日の属する課税期間（第22期）の仕入税額に加算する。